

日本保健医療大学 ファカルティ・ディベロップメント推進規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準第11条第2項に基づき、日本保健医療大学（以下「本学」という。）におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の推進に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「FD」とは、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究のことをいう。

(FDの具体的取組)

第3条 本学では、FDに取り組むため、以下に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 学生による授業評価アンケート
- 二 教員相互の授業参観
- 三 教員相互の授業評価
- 四 授業方法についての研究会
- 五 新任教員のための研修会
- 六 その他、FD推進のために必要な取組として学長が認めた研修及び研究

(FD推進組織)

第4条 前条に掲げるFDの具体的取組の推進は、FD・SD委員会が担う。

2 FD・SD委員会は、FD活動の結果を学長に報告するものとする。

(公表)

第5条 FD活動の結果は、学長が適切な方法で公表するものとする。

(FDの活用等)

第6条 第3条に掲げる具体的取組の結果は、本学の教育上の目的を踏まえた教育改善や各教員の職能開発のために活用されなければならない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学長室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、FDの推進に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、管理運営委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年3月20日より施行する。